



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社インフォメーションクリエーティブ
代表取締役社長 山田 亨
(JASDAQ・コード：4769)
問合せ先
管理本部長 松田 勝己
TEL：03-5753-1211 FAX：03-5753-1220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 22 日開催予定の第 40 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

執行役員制度の導入

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、監督機能の強化、業務執行の責任の明確化及び意思決定の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入いたします。又、最適な経営体制の機能的な構築を可能とするため、執行役員からも社長を選出できるようにいたします。

上記に伴い、現行定款の一部を変更するものであります。なお、執行役員制度の概要は次のとおりです。

- ・執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、取締役会又は代表取締役の統括の下に業務執行を分担して行う責任者となります。
- ・執行役員の選任は、取締役会で決議するものとします。
- ・取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ・執行役員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとします。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 29 年 12 月 22 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 12 月 22 日（金）

以 上

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第 1 条 ～ 第 1 2 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 1 3 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 1 条 ～ 第 1 2 条 <現行どおり></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 1 3 条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 1 4 条 ～ 第 1 6 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 4 条 ～ 第 1 6 条 <現行どおり></p>
<p>第 4 章 取締役 <u>及び</u> 取締役会 <u>並びに</u> 監査等委員会</p>	<p>第 4 章 取締役、<u>取締役会</u>、<u>監査等委員会</u>、<u>執行役員</u></p>
<p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 2 1 条 ～ 第 2 2 条 (条文省略)</p>	<p>第 2 1 条 ～ 第 2 2 条 <現行どおり></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第 2 3 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p>

<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）<u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第24条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第30条～第35条（条文省略）</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）<u>又は執行役員の中から社長を選定する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から必要に応じて役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第29条＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;"><u>（執行役員）</u></p> <p>第30条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から必要に応じて役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第31条～第36条＜現行どおり＞</p>
---	--